

四日市市告示第157号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり地域型保育給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第53条の規定により告示する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智広

1 小規模保育事業

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	社会福祉法人 海山会	とまり丘保育園	四日市市大字泊村1241-46

（こども未来部保育幼稚園課）